

令和7年度「おおさかCFPプロジェクト」による CFP露出の“場”の拡大事業仕様書

1. 事業名

「おおさかCFPプロジェクト」によるCFP露出の“場”の拡大事業

2. 目的及び事業概要

大阪府が目指す脱炭素社会の実現のためには、府民1人ひとりが脱炭素を意識したライフスタイルに移行することが重要である。とりわけ、消費者の日々の消費行動は身近な選択行動であるため、脱炭素に寄与する商品・サービスの選択を促すことが必要不可欠である。

そのためには、より多くの事業者が商品の温室効果ガス排出量を見える化し、カーボンフットプリント(以下「CFP」という。)等が表示された商品が店舗等で多く陳列され、消費者である府民が脱炭素に寄与する商品・サービスを選択できる環境を創出することが重要である。

しかし、店頭や街中においてCFP等の表示が少なく社会浸透が不十分であるため、小売店舗等における大規模なCFP表示のキャンペーン展開や、社会実装に向けた新たなアイデアの創出、CFP表示に関する情報整理及び発信の強化が必要である。

そのため府では、令和6年6月に「おおさかCFPプロジェクト※」を開始し、スーパー・直売所・CFP算定事業者等と連携し、大阪産農産物を中心に府内の店舗やイベントで商品へのCFP表示を展開し、規模拡大を図っている。

本事業では、「おおさかCFPプロジェクト」実施によって集客が見込まれる小売・飲食店舗やイベント等でのCFP露出の“場”を拡大することにより、府民が買い物や飲食などの日々の消費行動のなかでCFPに触れる機会を増やし、CFPの認知と脱炭素消費行動の促進を図るとともに、事業者の自発的な算定表示の取組の機運を醸成し、広くCFP表示が浸透する社会の構築を目指す。

※ おおさかCFPプロジェクト

府内全域でのCFP表示に向け、農業者、小売事業者、CFP算定事業者、金融機関等、幅広い業種の参加を募り、府内での小売商品等へのCFP表示の展開や、CFPに関する情報発信・普及啓発・理解促進を実施する取組のこと。令和6年6月に開始した。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/cfp/cfp_project.html)

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

4. 委託上限額

17,050,000円(税込)

※本事業を実施するすべての経費を含む。

5. 事業内容

本事業で実施する業務は、次の(1)及び(2)とする。

なお、事業の実施にあたっては発注者である大阪府と十分に調整をすること。

(1) 民間事業者と連携した CFP 表示のキャンペーン展開

CFP 表示商品が府民の目に留まる機会を増やして府民の脱炭素消費行動を促進するために、民間事業者と連携し、CFP 表示商品を扱うキャンペーン展開を実施する。具体的な内容は、以下のとおりとする。

- ・キャンペーンは5事例以上実施すること。なお、各事例の内容はできる限り重複を避け、相互に関連性を持たせるとともに、年齢その他多様な層にアプローチする等、多くの府民への波及を念頭に置いたものとする。
- ・各キャンペーンは原則1ヵ月以上継続して実施することとする。
- ・キャンペーン実施に伴い、新たに30製品以上のCFPを算定すること。
- ・本キャンペーンにて表示するCFPについては、大阪版CFPに限らず温室効果ガス排出量の削減実績量を見える化した表示（カーボンフットプリント表示ガイド※等を参考にしたもの）も含むものとする。

※ カーボンフットプリント表示ガイド（2025年2月環境省・経済産業省）

https://www.env.go.jp/press/press_04288.html

(キャンペーンの具体例)

- ① 飲食スペース（学生食堂、社員食堂、キッチンカーなど）での恒常的なCFP表示のモデル実施
- ② 小売店舗内（百貨店・スーパー等）、施設（ホテル等）での大規模なCFP表示キャンペーンの実施
- ③ 複数の小売事業者等と連携した広域的なCFP表示の実施
- ④ 今後の社会の中心となる若者世代との協働によるキャンペーンの実施
- ⑤ その他民間事業者と連携し、多くの府民がCFP表示商品に触れることができるキャンペーン等の実施

(提案を求める内容)

- ① キャンペーンの企画概要（課題とねらい、CFP算定・表示を行う商品等の種類、ターゲットとする府民の属性、規模、展開方法、周知啓発の方法及び実施スケジュール等）を5事例以上提案すること。
 - ・課題とねらい、CFP算定・表示を行う商品等の種類、ターゲットとする府民の属性が多様なものとなっていること。
 - ・より多くの府民に広くCFP等を広められる規模・スケジュールとなっていること。
 - ・ターゲットとする府民に対して効果的に行動変容を促すことができる企画内容・周知啓発方法となっていること。
- ② ①の各事例について連携予定の事業者名、実施体制及び役割分担をそれぞれ提案すること。
 - ・キャンペーン実施に当たって十分な実施体制となっていること。
 - ・連携予定の事業者名及び各事業者との役割分担が明確になっていること。

(2) CFP算定製品・サービスや展開場所に関する情報発信

多くの府民が日常生活においてCFPを含む脱炭素消費行動を選択できるよう、情報発信や普及啓発を行う。

具体的な内容は、以下のとおりとする。

ア. 事業者向けCFP促進ツールの作成

- ・大阪府が事業者に対してCFPの算定・表示を促すためのツールとして、先行的に製品のCFP算定を行っている事例や、店舗・イベント等においてCFPの表示を行っている事例について、情報収集や実施主体である事業者へのヒアリング調査を行い、事例紹介とともにCFP算定・表示の必要性やメリットを整理したツールを作成すること。
- ・ツールは、様々な業種の事業者がCFPの動向や必要性を理解しCFP算定・表示を前向きに検討できるよう、幅広い事例（10事例以上）を取り上げ、分かりやすい内容にするとともに、大阪府ホームページに掲載可能なものとする。

（提案を求める内容）

- ① ツールの概要（形式、ボリューム、紹介・整理を行う具体的な事例やヒアリング対象とする事業者名等）を提案すること。
- ② ツールの作成にあたり創意工夫する事項を提案すること。

イ. CFP表示場所のマッピング

- ・以下についてデジタルマップを利用してマッピングし、公開する。
 - ・CFPプロジェクト参加店舗
 - ・CFP表示・啓発を行うイベントで府及び受託事業者が把握しているもの
- ・マッピングに関する各店舗やイベント主催者等への確認等は受託事業者で行うこと。
- ・また、CFPプロジェクトの参加店舗及びCFP表示を行うイベントの変動に応じて更新作業等を実施すること。
- ・事業終了後も府民への情報発信のツールとして継続して利用することを想定しているため、大阪府と十分に調整し、府職員が経費をかけずに無理なく運用できる形式・手法を選択すること。

（提案を求める内容）

- ① 府民に分かりやすい店舗及びイベントのマッピングの方法、マッピングイメージのサンプルを提案すること。

ウ. その他おおさかCFPプロジェクトの展開に係る民間事業者への支援、情報発信、周知啓発

- ・6月～7月頃におおさかCFPプロジェクト参加事業者と連携して府民向けに実施する普及啓発キャンペーンの企画立案及びキャンペーンに関する広報物を作成すること。
- ・普及啓発キャンペーンは最低1ヵ月以上の期間実施することとし、多くの府民に参加いただけるよう景品の配布などインセンティブが働くような企画とすること。

（参考）令和6年度「#おおさかCFP」プレゼントキャンペーン

https://www.pref.osaka.lg.jp/oi20020/eneseisaku/cfp/cfp_campaign.html

- ・大阪府が運用しているX（旧Twitter）アカウント「おおさかカーボンフットプリントプロジェクト@大阪府」（@osaka_cfp）を使用して、情報発信及び周知啓発を行うこと。
- ・Xでのポストは1週間に1回以上とし、普及啓発キャンペーン期間中は2日に1回以上とする。また、年間を通して30製品、店舗やイベント等10か所以上の事例を発信することとする。

（提案を求める内容）

- ① 普及啓発キャンペーンの企画概要（ねらい、ターゲットとする府民の属性、規模、展開方法、CFP プロジェクト参加事業者の協力内容、周知啓発の方法及び実施期間等）を提案すること。
- ② 情報発信・周知啓発の実施にあたり、創意工夫する事項を提案すること。

6. 業務進行予定の作成

上記5.（1）及び（2）にかかる業務について、業務委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。事業全体のスケジュール及び上記5.（1）及び（2）の業務ごとのスケジュールを表形式で示したものを作成し、業務実施計画書に添付すること。

7. 本事業にかかる一般原則

（1）関係者との連絡・調整

本事業は、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業の実施に必要な関係者との調整は受託者において行うこと。

（2）物品等の購入について

事業に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針（令和6年4月改定）に適合するものとする。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>

（3）著作権及び使用料について

- ・上記5.（1）及び（2）に含まれる著作権及び使用料等の費用については、すべて委託金額内に含むものとする。また、契約期間終了後に、大阪府がその保有する広報媒体等を活用して活動実績の公表等を行うにあたり、使用料等が別途発生しないようにすること。

- ・本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）については、大阪府に帰属するものとする。また、本事業終了後においても大阪府がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で利用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

- ・本事業による成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。

- ・成果物については、大阪府及び大阪府から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。

- ・成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

（４）本事業にかかる個人情報保護義務

上記５．（１）及び（２）の実施においては、事業者に関する情報など事業上知り得た個人情報を紛失し、又は事業に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講ずること。

（５）その他

- ・事業遂行にあたっては常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- ・本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- ・事業内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。また、本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、大阪府と受注者で協議の上、事業を遂行すること。
- ・別途、大阪府が指定する会議等がある場合、出席すること。
- ・スケジュールの進捗確認は、随時、確認可能な事業体制とすること。
- ・受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- ・契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

８．提出物

受注者は、契約書に定める提出物及び事業の成果品（WEB サイトで使用した素材やデータ含む）等について、提出形態は電子データで、提出先のメールアドレス宛にメールにて提出することとする。なお、提出部数は各１部とする。

	提出物	提出期限	提出先
1	業務責任者及び個人情報の取扱いに係る作業責任者の設定・変更報告	設定・変更時	大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 大阪市住之江区南港北 1－14－16 大阪府咲洲庁舎 22 階 電子メールアドレス： eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp
2	業務実施計画書	契約締結後 14 日以内	
3	事業結果報告書 （５で実施した事業結果を含む）	事業完了後 20 日以内又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日まで	
4	その他、契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除	必要に応じて随時	

９．再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本事業の一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、大阪府と協議し、承認を得ること。

1 再委託の承認

(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。

ア 事業の主要な部分を再委託すること。

イ 契約金額の相当部分を再委託すること。

ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。

エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

2 承認する場合に付する条件

(1) 受注者に再委託又は再々委託（以下「再委託等」という。）の必要が生じた場合は、発注者は受注者に、再委託等の相手方の商号又は名称、所在地及び代表者名、再委託等の金額、業務内容、期間、理由について書面により提出させるものとする。

(2) 受注者から(1)の書面の提出があった場合、発注者は、2に基づき審査のうえ、承認又は不承認を決定し、受注者に通知する。

(3) (2)の受注者への通知においては、「受注者は、本契約の業務に係る再委託等の相手方の行為の全てについて、責任を負うこと」の条件を付するものとする。但し、契約書等に当該条件を明示している場合は省略することができる。

(4) 発注者は再委託等の状況について確認する必要がある場合は、受注者に対し随時報告を求めるものとする。

10. 実施状況の報告

大阪府から受注者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。

11. 委託事業の運営

受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。